

小豆島町介護老人保健施設うちのみ介護予防通所リハビリテーション事業所運営規程

平成29年6月1日

告示第73号

小豆島町介護老人保健施設うちのみ介護予防通所リハビリテーション事業所運営規程の全部を改正する。

(事業の目的)

第1条 小豆島町が開設する介護老人保健施設うちのみ指定介護予防通所リハビリテーション事業所(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 介護老人保健施設うちのみ

(2) 所在地 香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1人以上

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

(3) 看護職員 1人以上

看護職員は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(4) 理学療法士 1人以上

理学療法士は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(5) 介護職員 1人以上

介護職員は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時

サービス提供時間

① 午前9時～午後3時30分

② 午前9時30分～午後4時

(指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、1単位20人とする。ただし、1日につき25人を上限とする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション

(2) 居宅と事業所間の送迎

(3) 食事の提供

(4) 入浴介助

(5) 特別入浴介助

(6) 個別リハビリテーション

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであ

るときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 昼食 650円

(2) 基本時間外利用料 1時間につき 1,000円

(3) 地域外送迎料

ア 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5km未満
1回につき 1,048円

イ 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5km以上
1回につき 2,095円

(4) 紙おむつ代(1枚につき)

ア 尿取りパッド 50円

イ リハビリパンツ 200円

ウ カバー併用型 170円

エ フラットタイプ 60円

(5) その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、小豆島町内とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 従業者に対し虐待を防止するための研修を定期的実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束)

第11条 事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又

は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

(2) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時等における対応方法)

第13条 介護予防通所リハビリテーション従業者は、指定介護予防通所リハビリテーションを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づき次の業務を実施する。

(1) 消火、通報及び避難の訓練(年2回)

(2) 消防設備、施設等の点検及び整備

(3) 従業者の火気の使用又は取扱に関する監督

(4) その他防火管理上必要な業務

2 事業所は、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、当該計画に基づき、必要な訓練等を実施する。事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく業務を実施する。

(苦情処理)

第15条 管理者は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、小豆島町、香川県、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。ただし、事業所の責めに帰すべからず事由による場合はこの限りではない。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働大臣が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

2 事業所は、全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 4 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は小豆島町長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第48号）

この告示は、公布の日から施行する。